

青森県報

第三千三百三十七号

平成二十三年
一月十二日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	四
右 同	同	四
右 同	同	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	同	五
道路の区域の変更	道路課	五
道路の供用の開始	同	六

公 告

建設業者の許可の取消し

右 同

(八地民局) 六

(北地民局) 六

告 示

青森県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七	訪問介護	ケアサービス	弘前市大字南富田町一一の	平成三〇・二〇	
株式会社和	和田市東二の四〇	"	ヘルパーステーション愛	和田市東二の四〇	三・三・一	

青森県告示第十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 デイサービス ピーケビ	株式会社 デイサービス ピーケビ	名 称	介 護 予 防 事 業 者
一 富田三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 所
訪問介護		類 事 業 の 種	
介護センター タマゴ		名 称	介 護 予 防 事 業 所
一 富田三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	所 在 地	変 更 日 月
平成 三〇・一〇・五		平成 三〇・一〇・五	

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 デイサービス ピーケビ	株式会社 デイサービス ピーケビ	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
居宅介護支 援事業所 まごころ		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	一 舞戸三三 二 舞戸三三 三 舞戸三三 四 舞戸三三 五 舞戸三三	所 在 地	変 更 日 月
平成 三〇・一〇・五		平成 三〇・一〇・五	

青森県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社どんぐり村	十和田市東二の三三	ヘルパーステーションどんぐり村	十和田市東二の三五
有限会社オフイスエステイ	十和田市稲生の二四	有限会社オフイスエステイ	十和田市西四番町二の七
訪問介護		訪問介護	
福祉用具		福祉用具	
平成 三〇・一〇・三		平成 三〇・一〇・三	

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社オフイスエステイ	十和田市稲生の二四	有限会社オフイスエステイ	十和田市西四番町二の七
介護予防		介護予防	
福祉用具		福祉用具	
平成 三〇・一〇・三		平成 三〇・一〇・三	

青森県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業業者	名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業業者	名称	所 在 地	廃止年月日
有限会社オフィスエスティ	名称	和田市稲生町二二の二四	有限会社オフィスエスティ	名称	八戸市類家五丁目四の一	平成一八・五・三一

青森県告示第二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者	名称	所 在 地	指 定 年 月 日
居宅介護事業者	名称	和田市東二の四〇	居宅介護事業者	名称	和田市東二の四〇	三・三・一

株式会社八代	名称	主たる事務所の所在地	訪問介護	名称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社八代	名称	弘前市大字南富田町八の七	訪問介護	名称	弘前市大字南富田町一の一	平成三・〇・二〇

青森県告示第二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社八代	名称	主たる事務所の所在地	介護予防	名称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社八代	名称	弘前市大字南富田町八の七	介護予防	名称	弘前市大字南富田町一の一	平成三・〇・二〇

青森県告示第二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	所在地		所在地	所在地	
株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七	ケアサービスハロー	弘前市大字南富田町一の一	平成三〇・一〇・二〇		

青森県告示第二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定

により告示する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	訪問介護		所在地	所在地	
有限会社どんぐり村	十和田市東二十番町二二の三五	ヘルパーステーションどんぐり村	十和田市東二十番町二二の三五	平成三三・三・三		

青森県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	県道	関根蒲野沢線	むつ市大字関根字水川目三六一の一から むつ市大字関根字水川目六〇一の一まで	むつ市大字関根字水川目三六一の一から むつ市大字関根字水川目六〇一の一まで	前	二一・〇〇メートルから 二一・〇〇メートルまで	二〇〇・〇〇メートル	
2	国道	一〇一号	西津軽郡鰹ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田八の八から 西津軽郡鰹ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の四まで	西津軽郡鰹ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田八の八から 西津軽郡鰹ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の四まで	後	二一・〇〇メートルから 二一・〇〇メートルまで	七五・〇〇メートル	

青森県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 関根蒲野沢線	むつ市大字関根字水川目三六一の一から むつ市大字関根字水川目六〇一の一まで	平成三・一・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ミツケ工業
- 二 代表者の氏名 見附 清美
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷区大字中野字孫次郎三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一六三五一号
- 五 取消年月日 平成二十二年十二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社田中水道工業所
- 二 代表者の氏名 田中 修
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南山三丁目一七四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第六五八六号
- 五 取消年月日 平成二十二年十二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年十一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行人・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭